

年度別達成目標の設定 (週休2日工事における変更)

令和4年3月7日

1. 評価指標について

自己評価指標

【工事】

	指 標
①	最新の積算基準の適用状況等
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定
③	平準化率
④	適正な工期設定
⑤	週休2日工事の実施状況
⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
⑦	建設ICTの導入状況
⑧	受発注者間の工事情報の共有状況
⑨	総合評価落札方式の導入状況

必ず実施すべき事項

【業務】

	指 標
①	最新の積算基準の適用状況等
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定
③	平準化率
④	適正な履行期間の設定
⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
⑥	総合評価落札方式の導入状況

必ず実施すべき事項

※赤字は全国統一指標

【新・全国统一指標】 目標値

上段：令和元年度の実績値
下段：令和6年度の目標値

	No	新・全国统一指標	中部 ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
工事	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	—	(0.73) 1.00	(0.84) 1.00	(0.89) 1.00	(0.95) 1.00
	③	地域平準化率 (施工時期の平準化) $\frac{\text{4~6月基の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	(0.67) 0.80	(0.77) 0.80	(0.60) 0.80	(0.66) 0.80	(0.61) 0.80
	⑤	見直し 週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$	(0.43) 0.70	(0.67) 0.70	(0.03) 0.70	(0.65) 0.70	(0.22) 0.70
業務	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	—	(1.00) 1.00	(0.94) 1.00	(0.94) 1.00	(0.81) 1.00
	③	地域平準化率 (履行期限の分散) $\frac{\text{第4四半期[1~3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	(0.48) 0.40	(0.41) 0.40	(0.51) 0.40	(0.43) 0.40	(0.46) 0.40

2. 目標値について

◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

【工事】

運用 指針	No	指 標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず 実施 すべき 事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	29%	100%
	④	適正な工期設定	—	100%
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	68%	100%
実施 に 努 め る 事 項	⑦	建設ICTの導入 ※導入、一部導入	9%	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有 ※情報共有システム（ASP）の活用	5%	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部試行	86%	100%

○「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
 ○「実施に努める事項」の3項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

2. 目標値について

◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

【業務】

運用指針	No	指標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	—	100%
	④	適正な履行期間の設定	—	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	—	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部施行	—	100%

○「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
 ○「実施に努める事項」の1項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

令和2年度重点目標

重点項目①: 平準化率

- ・各国・県・政令市は前年度以上の平準化率(α)を目指す
- ・各市町村は債務負担行為(ゼロ債務含む)の活用促進

※ 債務負担行為は県部会で各市町村の目標設定及び達成状況を確認

重点項目②: 週休2日工事の実施状況

- ・各機関における「週休2日工事」の実施

※ 各機関の当初発注時の設定割合で確認
※ 週休2日相当及び受注者希望型を含む

重点項目③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用

※ ガイドラインの策定状況を確認
※ ガイドラインに基づく設計変更の実施状況を確認

年度別達成目標設定

昨年度第2回協議会において、新・全国統一指標及び自己評価指標の令和6年度達成目標値が設定された。

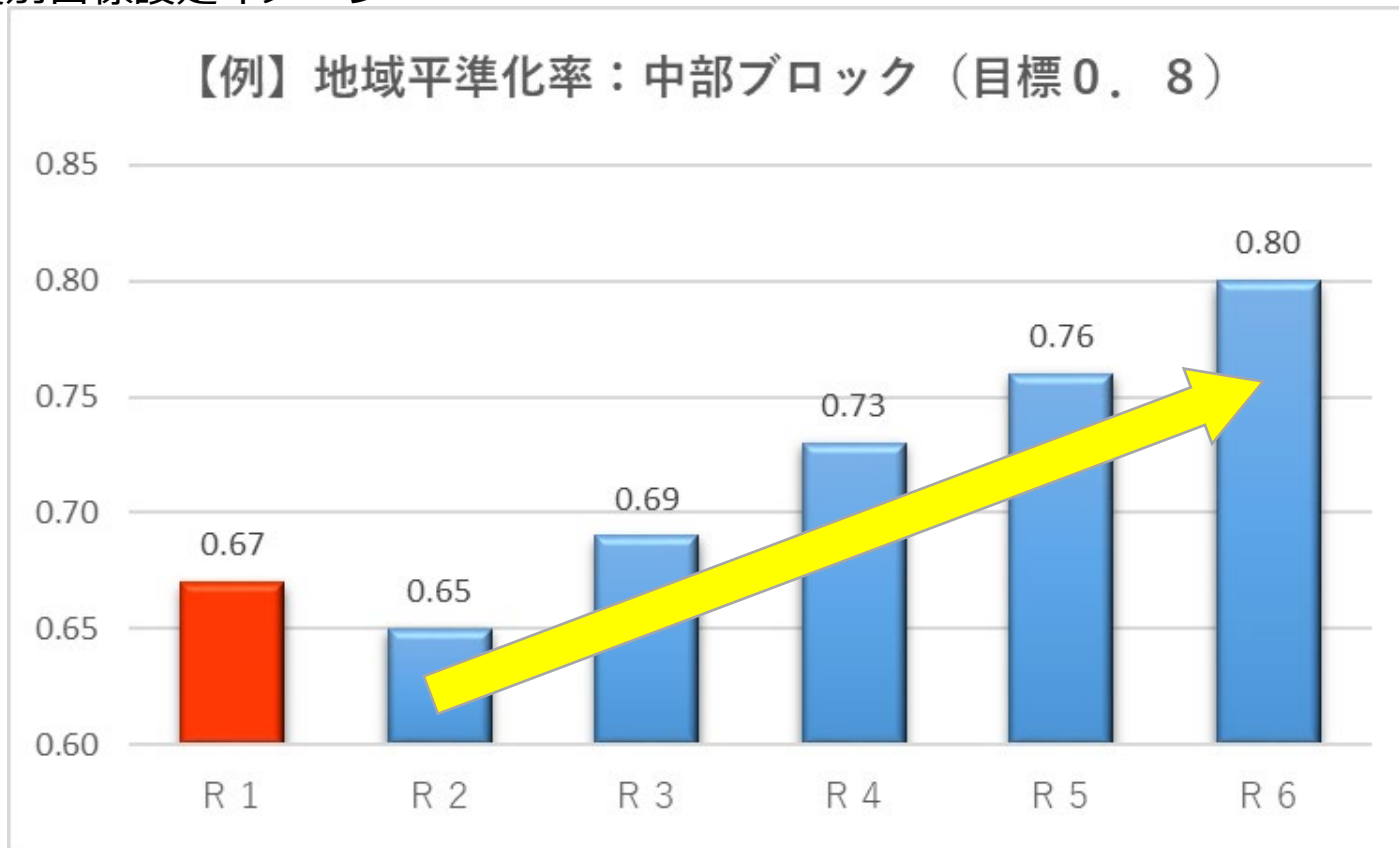
目標達成に向け、年度毎に取組み状況を確認・検証する必要があるため、各年度の目標値を令和6年度まで段階的に設定する。

各年度で設定した
「年度別達成目標」
を確実に達成

- ・令和2年度の実績を基にして令和3年度から令和6年度までの**年度毎の目標値を設定**
- ・年度毎の目標値は**最低目標ライン**とする。
- ・各機関、各年度毎の目標に対し、実効性のある取り組みを実施し、令和6年度の目標値を確実に達成していく

- ・令和6年度の目標達成に向け、令和元年度実績を基準値とし年度毎の目標を定める。
- ・年度毎の目標値は最低目標ラインとする。

年度別目標設定イメージ



- ・令和2年度は実態調査から得られた実績とする
- ・年度目標は、令和元年度の実績を基準値とし、以降令和6年度達成目標(0.8)まで均等に増加することを見込んで試算

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事②】週休2日対象工事の実施状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70

R 6 (修正目標値)
1.00

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.67	0.82	0.7	0.70	0.70	0.70
静岡県	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70
愛知県	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70
三重県	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70

R 6 (修正目標値)
1.00
1.00
1.00
1.00

※現在、中部ブロック発注者協議会では、全国統一指標（週休2日）の令和6年度達成目標を「0.7」に設定し、取り組んでいただいているところですが、平成6年度に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、令和4年度より目標を「1.0」に統一する方向で検討を進めます。

また、R6目標値の変更と対象工事選定条件の見直しに伴い、令和4年度以降の年度別達成目標が変更となりますので、令和3年度自己評価結果から再設定します。

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数（公告等）}}{\text{全工事件数（公告等）}}$$

- ・週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

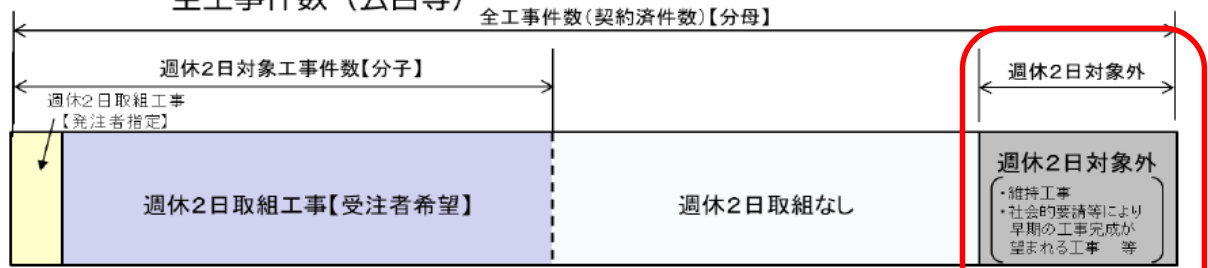
3. 年度別達成目標の設定について

全国統一指標の定義見直し(案)

現行

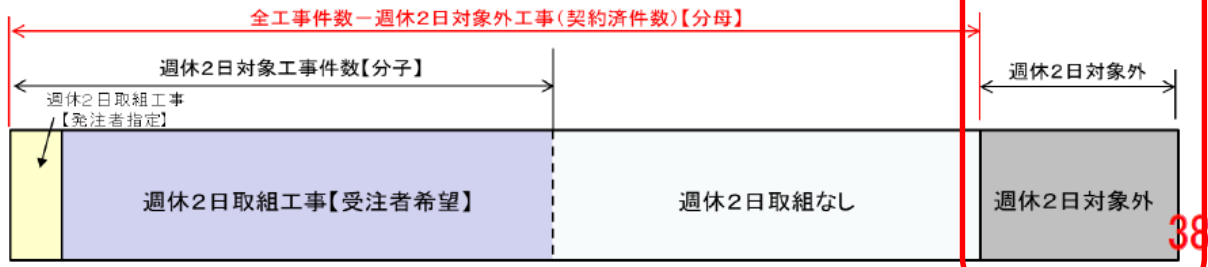
$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$$

※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。



見直し案

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数} - \text{週休2日対象外工事 (公告等)}}$$



対象外とする工事

- ・工事金額250万未満の小規模工事
- ・工期が1ヶ月未満の工事
- ・工期の大半が工場製作であり、現場作業が1週間程度の工事
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

交替制とする工事

- ・災害復旧工事、維持工事、除雪工事など緊急性の高い工事
- ・工事期間に制約のある工事(交通規制、河川における非出水期施工など)
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

全国統一指標の目標設定について （週休2日対象工事の実施状況）

全国統一指標「②週休2日対象工事の実施状況」の目標値の現状と課題・方策

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事}^* \text{件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$ ※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事をして合わせて算出

- 週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- 対象: 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。
- 対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■R2時点の目標値(R6)

地域ブロック	週休2日対象工事設定割合
北海道	0.80
東北	0.75
関東	0.80
北陸	0.55
	新潟県域 0.50
	富山県域 0.50
	石川県域 0.50
中部	0.70
近畿	1.00
中国	1.00
四国	1.00
九州	0.90
沖縄	0.80

(目標値が各地域ブロックで相違する要因と課題)

算定式に用いる分母(全工事件数)と分子(週休2日対象工事)の件数に、「週休2日に馴染まない工事」の取り扱いが不明確なまま、各地域ブロックで基準値(R1)と目標値(R6)の設定がなされている。

- 例1) 工期が短い(現場作業が1週間に満たない)工事(又は作業)の取り扱いが不明確(補正係数の適用範囲)
- 例2) 災害復旧工事等、24時間体制で施工する工事の取り扱いが不明確(時間外労働の上限規制外)
- 例3) 供用時期や施工条件(出水期、交通規制等)の制約が多い工事が不明確(社会的影響や緊急性の範囲)

(対象工事の考え方を統一化すべき)

- ①対象外の工事(週休2日に馴染まない工事)を整理する必要がある。
- ②対象工事を「週休2日モデル」・「交替制モデル」に整理する必要がある。

週休2日対象工事の実施状況における統一認識が必要

全国統一指標「②週休2日対象工事の実施状況」の目標値の統一化(見直し)

- ◆「週休2日対象工事の実施状況」における数値は、「各機関からの報告値」に基づき算出。
⇒ 指標値の算出に当たり、算出式の分母と分子の「対象工事」について統一認識が必要。

◇「週休2日対象工事(分子)」は「週休2日を確保できる工期設定と積算における補正係数の設定等、現場閉所・交替制を問わず公告した工事」が対象

- ①4週8休以上の週休2日モデル工事(一般的な工事)
- ②交替制モデル工事(トンネル工事、維持工事、現場制約のある工事等)
例) 災害復旧工事等でも交替制モデルが利用可能な工事は含む【ケース3】
- ③その他(発注者として官工程で週休2日(土日を含み)を考慮した工事)【ケース1、ケース2】

P3~5参照

◇「全工事件数(分母)」には「週休2日の実施に馴染まない工事」を対象外とする。

- ①災害復旧等の緊急復旧において、随意契約となる工事
例) 災害復旧工事(緊急を要するもの)、道路除雪工事(災害級の豪雪)
- ②作業日数が1週間未満(契約金額250万円以下)、随意契約工事【ケース4】

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	基準値(R01) 上段:地域ブロック単位 下段:県域単位 ():全国平均値	R2 目標値(R06) 上段:地域ブロック単位 下段:県域単位	R3以降 目標値(R06) 上段:地域ブロック単位 下段:県域単位
工事	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.2(0.32)	北陸ブロック:0.55	北陸ブロック:1.0
			国等 :0.78 新潟県域:0.29(0.28) 富山県域:0.05(0.28) 石川県域:0.09(0.28)	新潟県域:0.50 富山県域:0.50 石川県域:0.50	新潟県域:1.0 富山県域:1.0 石川県域:1.0

目標値の見直し

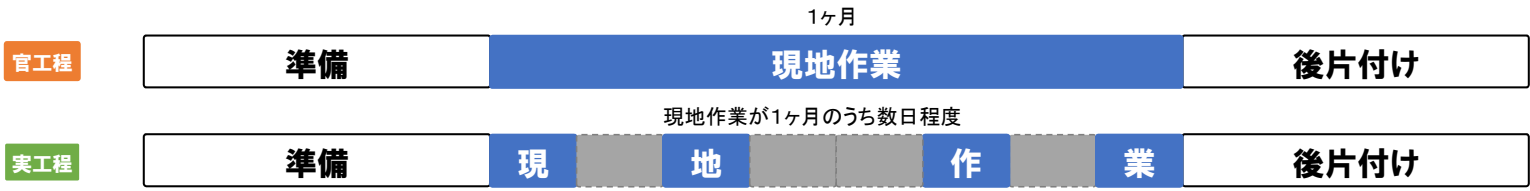
労働基準法に基づき、「1.0」を目標

新・全国統一指標「②週休2日対象工事の実施状況」の対象工事例

【ケース1】工場製作を含む工事で現場作業が1週間程度の工事 → 官工程では2週間程度の現地作業になるため、週休2日対象工事。



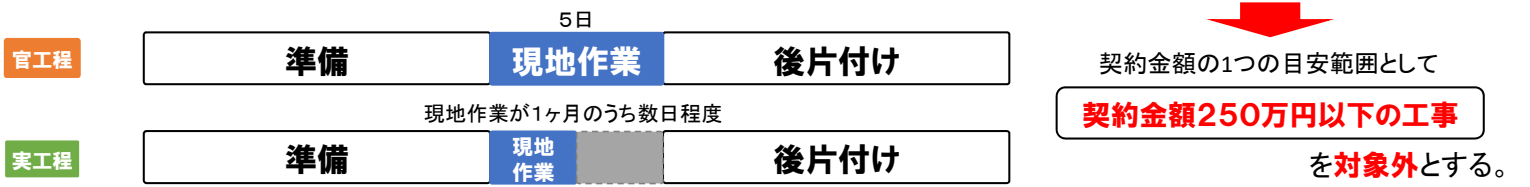
【ケース2】修繕工事 → 官工程では1ヶ月の現地作業を確保して発注しているため、週休2日対象工事。



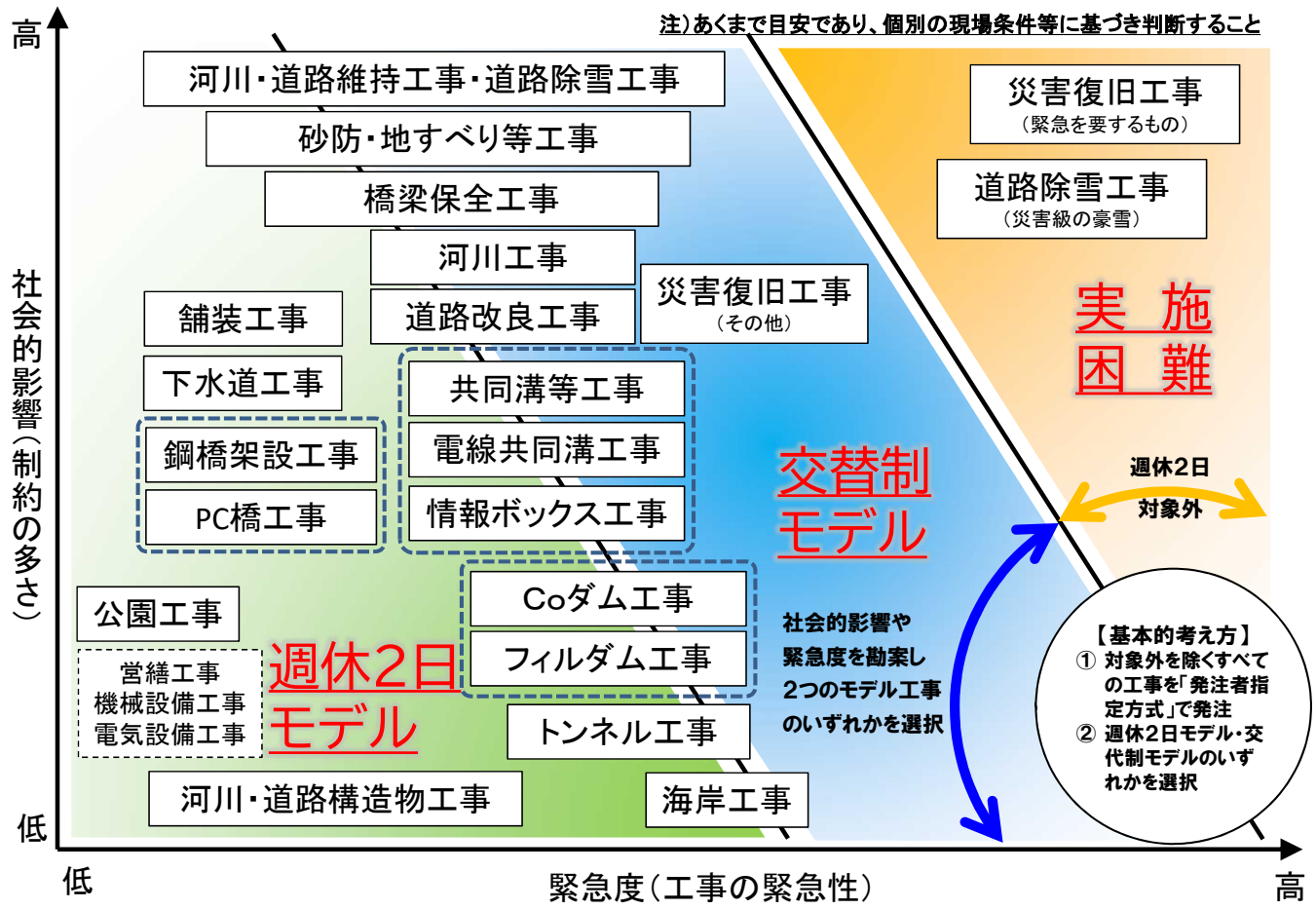
【ケース3】災害復旧工事(24時間対応の緊急工事のみ) → 災害復旧工事等でも交替制モデルが活用可能な工事は対象。



【ケース4】現場作業期間が1週間以内の工事 → 官工程で5日間の作業。 → 官工程が短く、週休2日の適用が不要。



【参考】(直轄工事)週休2日の発注方式の基本的考え方(案)



【参考】週休2日(4週8休)の実施例

- ◆ 週休2日(4週8休)対象工事例。
- ◆ 現場条件、工事内容等から「土日の休み」の実施が困難な工事についても「交替制」等により、週休2日を確保。

		月	火	水	木	金	土	日	
一般的な工事	工事						休	休	
	技術者						休	休	
トンネル工事等 (交替制)	工事								
	技術者A						休	休	
	技術者B				休	休			
	技術者C	休	休						
維持工事等 (交替制)	工事								
	技術者A					休	休		
	技術者B	休						休	
現場制約のある 工事等	工事				休	休			
	技術者				休	休			

土日に限らず、
週休2日の確保が可能

休工日の一斉実施について

令和4年3月7日

- 週休2日については、令和6年度より建設業においても改正労働基準法の時間外労働規制が実施されることから、従前より取り組みを実施
- 今回、現場における更なる週休2日の意識向上を図ることを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「**まんなかホリデー**」を実施

◆**実施日** : 毎月第2土曜日
◆**実施期間** : 令和4年4月～令和5年3月

【実施に関する事項】

○対象工事

原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

○休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

○その他

受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼
静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施

建設業者の皆様へ
チラシ案

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事の現場は毎月第2土曜日を一齐休日にしよう
実施期間：令和4年4月～令和5年3月

毎月第2土曜日は
一斉休工日です

令和5年3月31日まで
時間帯 8:00～17:00

全ての公共工事

発注者 中部ブロック発注者協議会
施工者 ○○○建設(株)

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを支援していきます。
各現場におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

実施機関 中部ブロック発注者協議会
(国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局・警察庁中部管区警察局長・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局・厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局・林野庁中部森林管理課 経済産業省中部経済産業局 海上保安庁第四管区海上保安本部 環境省中部地方環境事務所 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 (独)都市再生機構 中部支社 (国)日本原子力研究開発機構東濃地科学センター (独)水資源機構中部支社 静岡県道路公社 愛知県道路公社 名古屋高速道路公社 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 日本下水道事業団東海総合事務所 岐阜県内市町村 静岡県内市町村 愛知県内市町村 三重県内市町村)
○○○業団体 ○○○業団体 ※調整後に記載

チラシ(イメージ)

“まんなかホリデー”

中部地方の公共工事の現場は毎月第2土曜日を一齐休工日にしよう

実施期間：令和4年4月～令和5年3月

毎月第2土曜日は 一齐休工日です

令和5年3月31日まで
時間帯 8:00～17:00

全ての公共工事

発注者 中部ブロック発注者協議会

施工者 ○○○○建設（株）

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを支援していきます。

各現場におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。

※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

実施機関 中部ブロック発注者協議会

（国土交通省中部地方整備局・中部運輸局 農林水産省東海農政局 警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校 財務省東海財務局・名古屋税関 国税庁名古屋国税局 厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局 林野庁中部森林管理局 経済産業省中部経済産業局 海上保安庁第四管区海上保安本部 環境省中部地方環境事務所 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市 中日本高速道路株式会社 名古屋支社（独）都市再生機構 中部支社（国）日本原子力研究開発機構東濃地科学センター（独）水資源機構中部支社 静岡県道路公社 愛知県道路公社 名古屋高速道路公社 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 日本下水道事業団東海総合事務所 岐阜県内市町村 静岡県内市町 愛知県内市町村 三重県内市町）

○○○○業団体 ○○○○業団体 ※調整後に記載

「新・全国統一指標」令和2年度取組状況

※本資料は令和4年1月14日に、本省(大臣官房技術調査課)より記者発表された資料からの抜粋です。詳細データ等は以下URLよりご確認ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000854.html

令和4年3月7日

令和 4 年 1 月 1 4 日
大臣官房技術調査課**建設工事や業務に関する
品質確保や働き方改革のための取組状況をまとめました**

～「新・全国統一指標」令和 2 年度取組状況のまとめ～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和 2 年度に「新・全国統一指標」及び目標値を決定し、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでおります。

「新・全国統一指標」に係る令和 2 年度の取り組み状況の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和 2 年 1 月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

品質確保や働き方改革の取組状況を測る本指標については、引き続き毎年フォローアップしていくとともに、令和 6 年度の目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

記

<新・全国統一指標>

◆工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

②週休 2 日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休 2 日対象工事の設定割合

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

◆測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第 4 四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

【お問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房技術調査課 建設技術調整室

◆工事 課長補佐 吉井 基準調整係長 吉田

◆測量、調査及び設計（業務） 課長補佐 中野 情報企画係長 三留

TEL : 03-5253-8111 (内線 22334,22337,22357,22358) 直通 : 03-5253-8220 FAX : 03-5253-1536

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国统一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国统一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

【工事】①地域平準化率(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

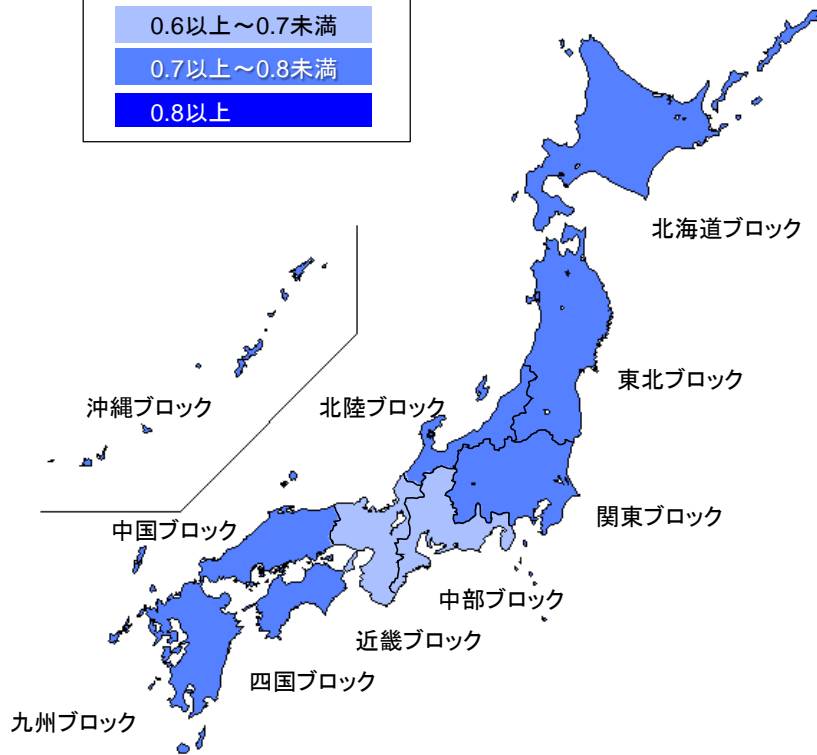
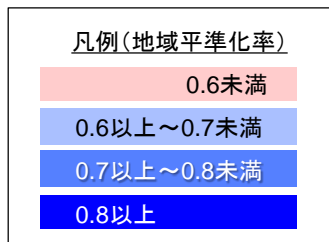
「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率の実績値(R2)



平準化率のデータ抽出時点: 令和3年4月14日

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)

地域ブロック	地域平準化率			対象範囲
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.72	0.72	0.80	北海道
東北	0.73	0.74	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.68	0.71	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	0.76	0.80	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	0.65	0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	0.68	0.78	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	0.73	0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	0.73	0.90	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	0.70	0.80	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	0.71	0.80	沖縄県
全国	0.71	0.71	—	—

【工事】①地域平準化率(県域単位※)

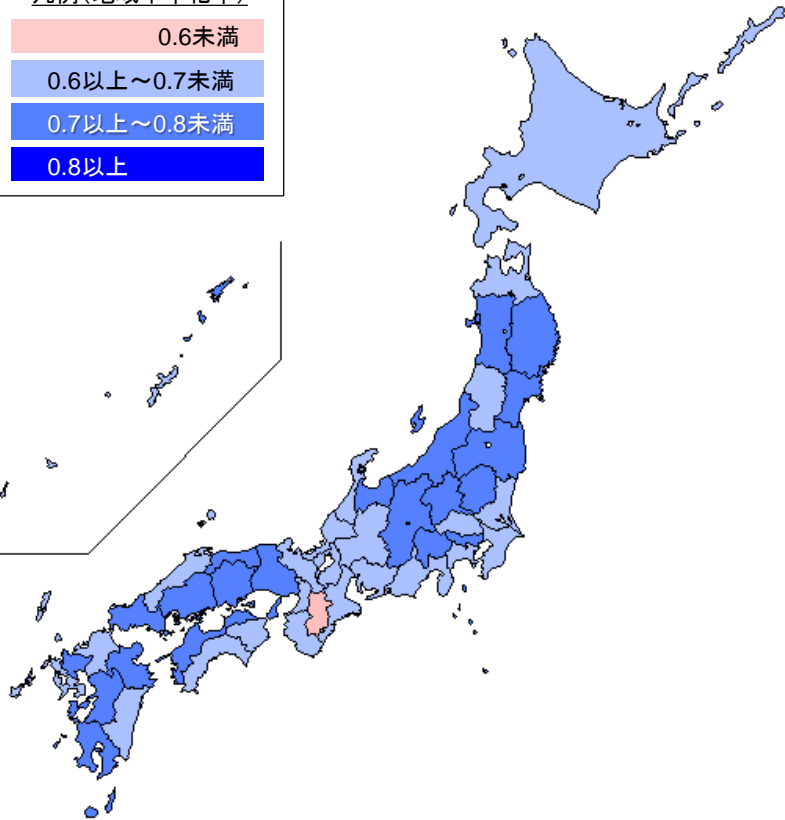
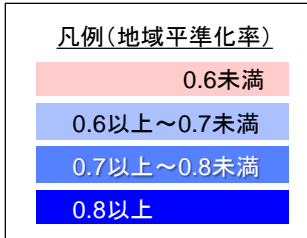
$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R2)



平準化率のデータ抽出時点:令和3年4月14日

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
北海道	0.68	0.69	0.75	石川県	0.75	0.69	0.80	岡山県	0.72	0.71	0.90
青森県	0.65	0.63	0.75	福井県	0.68	0.68	0.76	広島県	0.74	0.76	0.90
岩手県	0.75	0.73	0.80	山梨県	0.68	0.73	0.70	山口県	0.81	0.75	0.90
宮城県	0.77	0.79	0.75	長野県	0.74	0.79	0.75	徳島県	0.74	0.65	0.90
秋田県	0.75	0.74	0.80	岐阜県	0.77	0.68	0.80	香川県	0.77	0.75	0.90
山形県	0.68	0.69	0.75	静岡県	0.60	0.64	0.80	愛媛県	0.78	0.77	0.90
福島県	0.65	0.71	0.75	愛知県	0.66	0.60	0.80	高知県	0.70	0.68	0.90
茨城県	0.65	0.63	0.70	三重県	0.61	0.63	0.80	福岡県	0.69	0.66	0.80
栃木県	0.60	0.73	0.70	滋賀県	0.65	0.61	0.74	佐賀県	0.67	0.76	0.80
群馬県	0.63	0.73	0.70	京都府	0.73	0.68	0.77	長崎県	0.65	0.63	0.80
埼玉県	0.59	0.62	0.70	大阪府	0.67	0.63	0.73	熊本県	0.78	0.74	0.80
千葉県	0.59	0.62	0.70	兵庫県	0.78	0.70	0.82	大分県	0.80	0.73	0.80
東京都	0.72	0.74	0.80	奈良県	0.73	0.59	0.81	宮崎県	0.67	0.62	0.80
神奈川県	0.64	0.63	0.70	和歌山県	0.73	0.67	0.78	鹿児島県	0.61	0.71	0.80
新潟県	0.80	0.77	0.80	鳥取県	0.81	0.73	0.90	沖縄県	0.70	0.67	0.80
富山県	0.73	0.74	0.80	島根県	0.74	0.68	0.90	全国	0.70	0.69	21

【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位)

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義(全工事件数)から見直しを行ったもの。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■ 週休2日対象工事率の実績値(R2)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.5以上

週休2日対象工事率0.3～0.5

週休2日対象工事率0.1～0.3

週休2日対象工事率0.1未満



データ抽出時点: 令和3年12月

■ 参考値(R1)※1、実績値(R2)と目標値(R6)

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定

地域ブロック	週休2日対象工事率			対象範囲
	参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)	
北海道	0.61	0.80	1.00	北海道
東北	0.35	0.62	0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	0.44	0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	0.67	1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	0.80	0.70	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	0.76	1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	0.76	1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	0.68	1.00	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.26	0.65	1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	0.55	0.80	沖縄県
全国	0.32	0.64	—	

※1 定義の見直しにより単純比較できないため参考値とした。

【工事】②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域[政令市]単位)

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。以前の指標の分母の定義(全工事件数)から見直しを行ったもの。

週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日~3月31日)とする。

■参考値(R1)※1、実績値(R2)と目標値(R6)

分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定

■週休2日対象工事率の実績値(R2)

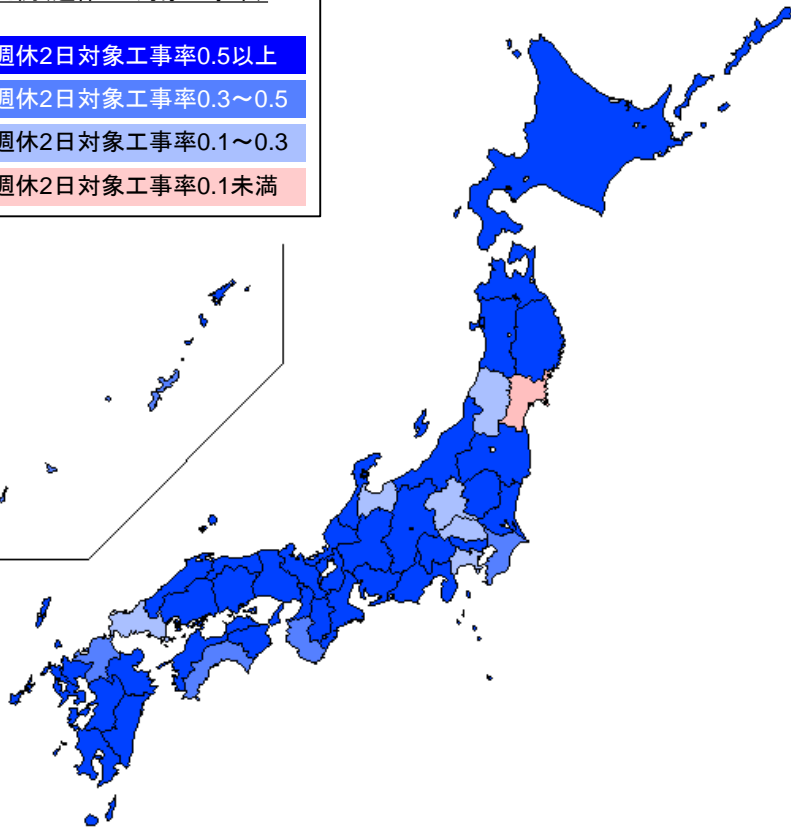
凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.5以上

週休2日対象工事率0.3~0.5

週休2日対象工事率0.1~0.3

週休2日対象工事率0.1未満



データ抽出時点: 令和3年12月

県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率			県域	週休2日対象工事率		
	参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		参考値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
北海道	0.58	0.75	1.00	石川県	0.09	0.99	1.00	岡山県	0.01	0.76	1.00
青森県	0.21	1.00	0.80	福井県	0.03	1.00	1.00	広島県	0.27	1.00	1.00
岩手県	0.02	1.00	0.70	山梨県	0.37	0.58	0.75	山口県	0.03	0.27	1.00
宮城県	0.02	0.03	0.70	長野県	0.01	1.00	0.75	徳島県	0.47	0.53	1.00
秋田県	0.69	0.71	0.80	岐阜県	0.67	0.86	0.70	香川県	0.83	1.00	1.00
山形県	0.09	0.13	0.80	静岡県	0.03	0.88	0.70	愛媛県	0.01	0.75	1.00
福島県	0.61	1.00	0.80	愛知県	0.65	0.76	0.70	高知県	0.40	0.37	1.00
茨城県	0.52	0.59	0.75	三重県	0.22	0.53	0.70	福岡県	0.05	0.30	1.00
栃木県	0.66	0.76	0.75	滋賀県	0.83	1.00	1.00	佐賀県	0.06	1.00	1.00
群馬県	0.02	0.26	0.75	京都府	0.09	0.52	1.00	長崎県	0.38	1.00	1.00
埼玉県	0.14	0.23	0.75	大阪府	0.36	0.78	1.00	熊本県	0.06	0.65	1.00
千葉県	0.21	0.32	0.75	兵庫県	0.71	0.98	1.00	大分県	0.69	1.00	1.00
東京都	0.61	0.77	0.75	奈良県	0.05	1.00	1.00	宮崎県	0.17	1.00	1.00
神奈川県	0.13	0.21	0.75	和歌山県	0.05	0.31	1.00	鹿児島県	0.52	0.73	1.00
新潟県	0.29	0.61	1.00	鳥取県	0.94	1.00	1.00	沖縄県	0.34	0.48	0.80
富山県	0.05	0.26	1.00	島根県	0.74	1.00	1.00	全国	0.28	0.62	23

※1 定義の見直しにより単純比較できないため参考値とした。

【工事】③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

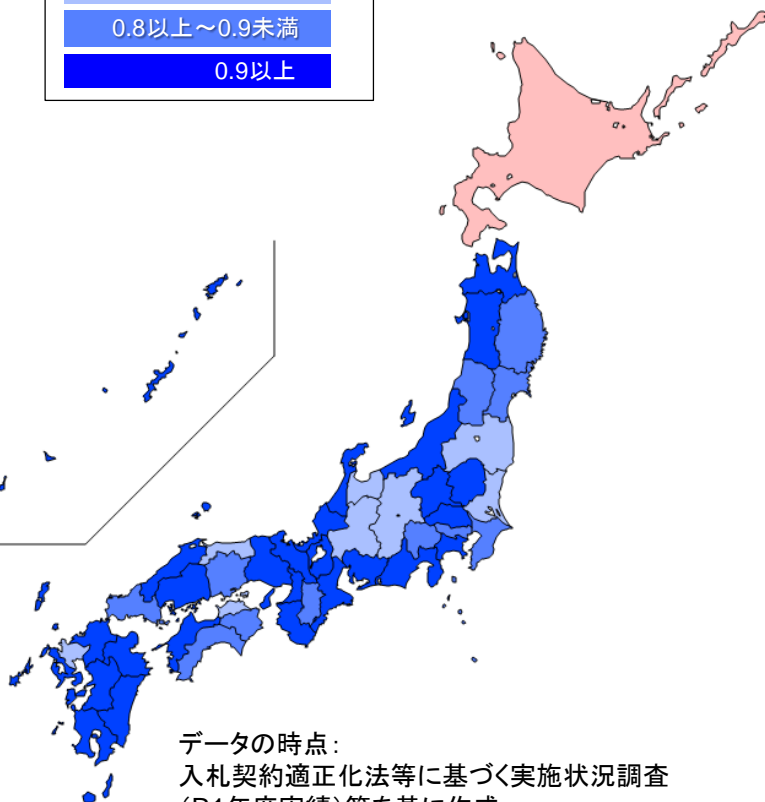
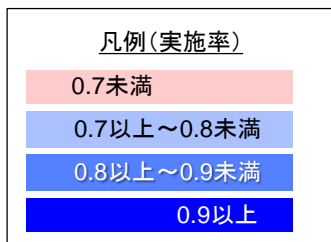
$$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$$

「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の基準値(R1)



データの時点：
入札契約適正化法等に基づく実施状況調査
(R1年度実績)等を基に作成

■参考値(H30)※1、実績値(R1)と目標値(R5)※2

県域	実施率			県域	実施率			県域	実施率		
	参考値(H30)	実績値(R1)	目標値(R5)		参考値(H30)	実績値(R1)	目標値(R5)		参考値(H30)	実績値(R1)	目標値(R5)
北海道	0.71	0.68	0.90	石川県	0.98	0.92	1.00	岡山県	0.97	0.82	1.00
青森県	0.95	0.91	1.00	福井県	0.90	0.93	1.00	広島県	0.84	0.95	1.00
岩手県	0.85	0.88	0.90	山梨県	0.84	0.88	1.00	山口県	0.89	0.81	1.00
宮城県	0.87	0.86	0.90	長野県	0.71	0.79	1.00	徳島県	0.96	0.84	1.00
秋田県	0.91	0.90	0.90	岐阜県	0.73	0.74	1.00	香川県	0.77	0.73	1.00
山形県	0.85	0.85	0.90	静岡県	0.84	0.90	1.00	愛媛県	0.97	0.95	1.00
福島県	0.80	0.78	0.90	愛知県	0.89	0.90	1.00	高知県	0.99	0.88	1.00
茨城県	0.77	0.76	1.00	三重県	0.95	0.95	1.00	福岡県	0.92	0.90	1.00
栃木県	0.91	0.92	1.00	滋賀県	0.99	0.99	1.00	佐賀県	0.74	0.77	1.00
群馬県	0.85	0.93	1.00	京都府	0.92	0.95	1.00	長崎県	0.99	0.91	1.00
埼玉県	0.90	0.90	1.00	大阪府	0.93	0.97	1.00	熊本県	0.96	0.90	1.00
千葉県	0.89	0.88	1.00	兵庫県	0.93	0.95	1.00	大分県	0.98	1.00	1.00
東京都	0.86	0.87	1.00	奈良県	0.90	0.87	1.00	宮崎県	0.98	0.91	1.00
神奈川県	0.93	0.97	1.00	和歌山県	0.96	0.93	1.00	鹿児島県	0.90	0.93	1.00
新潟県	0.93	0.90	1.00	鳥取県	0.86	0.79	1.00	沖縄県	0.80	0.90	0.90
富山県	0.90	0.76	1.00	島根県	0.88	0.91	1.00	全国	0.88	0.87	—

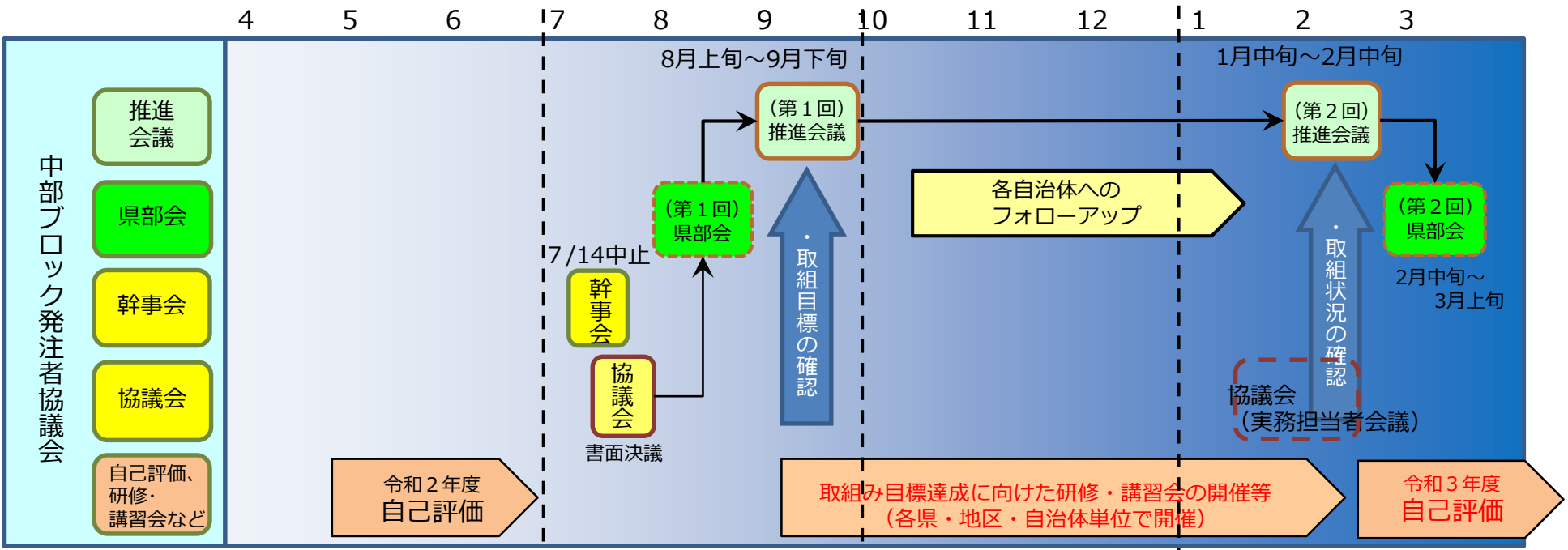
※1 特別区・市町村の調査対象工事の金額が、H30は250万円以上となっていたが、R1から130万円以上に引き下げられ、単純比較できないため参考値とした。

※2 目標値は令和6年度の調査で得られる値(令和5年度実績)としている。

今後のスケジュール

令和4年3月7日

令和3年度



令和4年度(案)

